

八王子市立第七中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え

すべての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、市教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けて取り組む。八王子市では、いじめを許さないまち八王子条例を平成29年に制定し、この条例の考えを具現化するために、「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」が、平成29年10月に制定され、令和3年2月に改定された。この方針に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題については、毎週1回開かれる「学校いじめ対策委員会」（臨時開催もある）を中心に組織的に対応する。

2 主な取組

(1) 道徳等の充実

- ① 「特別の教科 道徳」を要とし、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者への関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成、他者理解を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高めるアサーショントレーニングや体験活動を重視した教育活動を推進する。
- ③ 各教科で言語活動を取り入れた活動を行い、生徒同士の意思疎通の向上を図る。
- ④ 生徒一人ひとりに生命を大切に作る心や、他人を思いやる心、善悪の判断等の人権尊重の精神と規範意識を醸成する。また、生命尊重教育として、講師を招聘し、「がん教育」「赤ちゃんふれあい事業」を計画・実施する。
- ⑤ 「いのちの大切さを共に考える日」では、「生命尊重」の内容項目に係る校長講話を踏まえた道徳授業を実施する。
- ⑥ 生徒会と学校職員が連携して、はちおうじっ子サミット、生徒朝礼での呼びかけなど、いじめ防止に向けた活動を通して、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑦ 家庭や地域と連携し、生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止と早期発見・早期対応・早期解決のための措置

- ① 毎週水曜日の5校時に、学校いじめ対策委員会（校長・副校長・生活指導主任・各学年主任等でいじめの認知・認定、市教育委員会報告書事案の認定、重大事態の認定、解消の判断、子ども見守りシートの扱いなどを協議し、その内容を議事録に記録する。

学校いじめ対策委員会に出席しない教員を中心に、アンケート結果等をもとに必要に応じて教員と生徒の二者面談を行う。その他、家庭訪問、生徒や保護者と連絡をとる場合は、この時間を活用する。また、状況に応じてその他の時間を面談等に使用する場合がある。

なお、校長が必要と認めた場合には、臨時学校いじめ対策委員会を開くことがある。

- ② 市教育委員会主導によるいじめに関する年3回のアンケート（6月、11月、2月）とその他の月の校内いじめアンケートの結果、1年生対象のスクールカウンセラーによる全員面接からの情報をもとに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に努め、必要に応じて学級担任は生徒に状況の確認を行う。
- ③ 年間3回のいじめ防止についての校内研修を実施する。そのうちの1回は、重大事態についての研修とする。そして、教職員はいじめの定義・早期発見・早期対応の仕方を研修する。
- ④ 本年度の校内研修テーマを「多様な機関連携による包括的な生徒支援の充実」とし、教職員は、生徒理解や特別支援教育を含む個に応じた指導・支援の仕方を共通理解することを通して、いじめの未然防止・早期発見に役立てる。

- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回心理士、特別支援教室専門員による相談活動や支援を充実させる。
- ⑥ 年度当初に生徒理解の校内研修を実施し、生徒の情報を共有し、生徒理解に役立てる。

(3) ネット上のいじめへの対策の推進

- ① 警察署と連携した情報モラル教育の体験的な授業（セーフティ教室）を通して、SNSトラブルについて分事として捉えさせ、トラブルの未然防止に努める。
- ② 適宜、生徒や保護者にSNS等によるいじめがあった場合の相談窓口を紹介する。

(4) 組織的な対応の充実

- ① 被害生徒への心のケアを最重要課題とし、生徒本人と保護者の意向を聴き取るよう面談を計画するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等専門家と連携して対応していく。
- ② 加害生徒への教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所など関係諸機関と連携し、当該生徒が抱える問題解決を図る。
- ③ 年度当初に子どもの気になる様子や知っておいてほしいこと、保護者の願いなどを学校で共有し、一人ひとりの子どもに合った支援や指導につなげる。
- ④ いじめ未然防止や早期発見のためのチェックリストを活用し、いじめ未然防止・早期発見に努める。
- ⑤ 学校いじめ対策委員会の年間活動計画を精査し、来年度の活動を明確にするとともに実践・具現化する。
- ⑥ 第七中学校いじめ防止基本方針をホームページ担当が掲載し、保護者・地域・関係諸機関に周知する。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) 本校での対応

- ① アンケートや担任などの日常的関わりの中から、いじめが疑われる事案を把握する。把握した事案は、学校いじめ対策委員会に報告し、全校で共有する。事実が確認できない場合には、いじめの事実の有無を確認するために、アンケートや聞き取り等を行うこともある。また、保護者に調査結果や今後の対応方針について説明し、事実が確認できたものは、学校いじめ対策委員会として、いじめと認知する。
- ② 認知したいじめについては、具体的な対応方針や被害生徒のケア方法などを決め、組織的に対応する。その際、保護者に必ず連絡をとり、素早く被害生徒の保護と加害生徒の指導を教職員で対応することを徹底する。「いじめ関係図」を作成し、教職員で情報共有する。
- ③ 認知したいじめについては、いじめの行為が止んだことが確認できた後も、少なくとも3ヶ月間は見守っていきながら、卒業まで被害生徒の安心・安全を確保する。
- ④ 3ヶ月以上経過した段階で、保護者や本人が、心身の苦痛を感じていないかを確認し、学校いじめ対策委員会で解消を判断する。

(2) 重大事態の対応

- ① いじめにより、心身や財産に重大な被害を負った場合や、いじめにより相当期間欠席をすることになった場合などを重大事態とする。その場合は、学校いじめ対策委員会又は、市教育委員会と協議して認定し、市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会又はその設置する学校の下に調査組織を設け、事実確認を行う。その後、調査方針や調査方法等が決まると被害・加害双方の保護者に説明する。
- ② 調査は、これまでの資料の整理、関係者へのアンケート及び新たな聞き取りなど、調査方針に沿って行う。
- ③ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(改訂)を共有し、これに則した対応を行う。
- ④ 重大事態例を共有し、本校での発生防止に努める。